

第2期第38回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成24年7月23日（月）午後2時00分～午後3時23分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所2階会議室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	なし
5 議題	第2次換地設計（案）に対する意見書の処理について（個別調整結果の報告）
6 会議の区分	非公開
7 傍聴者	非公開会議につきなし

午後2時00分 開会

○会 長（高本正彦君） 皆さん、こんにちは。比較的蒸し暑い気候なんですけども、これから皆さんと審議会を進めていきたいと思っております。今日は第2期第38回ということでございます。そういうことで開催いたします。

初めに、本日の会議の成立について、事務局より報告を求めます。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

○会 長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 本日の出席委員数は全員お揃いでございますので10名でございます。議事運営規則第2条に規定する過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。

以上です。

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。全員ご出席ということでございます。

次に、議事録署名委員の指名でございますが、本日の署名委員は議席番号1番の黒木委員と、議席番号4番の神屋敷委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○会 長（高本正彦君） 異議なしということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは早速議事に入ります。なお、本日の会議の終了時間は4時を目途に進めていきたいと思っておりますので、スムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは議題の1「第2次換地設計（案）に対する意見書の処理」について、施行者より説明をお願いいたします。区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは具体の説明に入る前に、私のほうから今後の説明の手順あるいは資料について、若干触れさせていただきたいと思っております。

前回の審議会では個別調整の経過報告といたしまして、進捗状況について、数値的なご説明をさせていただきました。そして、ご案内のとおり、本日は個別調整結果を踏まえ、いわゆる個別調整の結果を反映しました第2次換地設計（案）の修正案について、具体的にご説明に入らせていただきたいというふうに思います。ご説明の手順でございますけれども、今日お配りしております資料のうち、まず、こちらのA3版の1枚のものでございます。これは前回の審議会で資料2ということでご配布しているもので、それと同じものでございます。第2次換地設計（案）に対する意見書個別調整概要図でございます。これからの説明は、この図面にお示ししました赤の罫線で囲んでおります修正画地、左下の凡例をご覧くださいと思います。赤の罫線で囲んだ修正画地、これに対しまして緑の罫線で囲んだ影響エリア、これも凡例をご覧くださいと思いますが、影響するエリアとしてお示ししているNo.1がございませぬ。ちなみに今日の一番最初の資料になってございますNo.1というのがございませぬけれども、その図面の左の枠から三つ目、No.1というのがあるかと思いますが、位置的には、スクリーンをご覧くださいと思うんですが、スクリーンでいきますと、今示しているその下、換地の位置はそこなんですが、そこですね、その部分、No.1というふうになっていると思います。この影響する画地も含めたNo.1、No.2というふうに振ってございますが、この順番で、かつ調整が整ったところ、この場所について順次ご説明を進めていきたいというふうに思っております。従いまして、もう一つの今日お配りしております資料をご覧くださいと思いますが、左上にクリップでとめているものでございますけれども、この今一番上にごございますのが、今ご説明したNo.1の資料でございます。右の上に第4段階資料①というふうにご書いてございます。これは調整が整っているもので、今日一番最初に説明させていただくものです。

1枚めくっていただきますと、参考資料③と、もう1枚めくっていただきますと第4段階資料③というふうにごございます。ここは本来No.2が、検討画地、そして影響画地、No.2があるわけですが、No.2につきましてはまだ調整中でございますので、今日の説明はNo.2については行いませんで、このNo.3に飛ぶということでございまして、順次ご説明を申し上げていきますけれども、調整が調った順に順次説明していくということで、まだ調整中のものについては、後に回すという形でご説明をお聞きいただきたいというふうに思っております。そして、今ご覧いただいております左上にクリップでとめてある資料ですが、右肩に第3段階資料1というふうにあるかと思いますが、これにつきましては、第3段階で検討画地としてピックアップされた、要は修正をする画地ですね。これにつきまして、審議会のほうでご説明をした、これは資料でございます。意見に対して、こういう形で検討して、これによって調整をしていきますということで、第3段階でご説明を申し上げた資料と同じものでございます。第3段階資料と同じものをここに付けてございます。そして、その下にあります第4段階資料①というのは、先ほどの個別調整概要図の番号順ということでご覧いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、参考資料③というふうにごございます。この参考資料

③、これを今お話ししましたように、第3段階で検討する画地としてピックアップされて審議会の中で、意見に対して、こういう形で変更、修正を検討していきますと、調整をしてみますということで、ご説明をさせていただいた資料です。これはですから1枚目の第3段階資料1と同じ考え方なんですけれども、この資料の後ろにはもう一つ第4段階資料③というのがついてございます。これにつきましては、参考資料第3段階で修正する画地として、一たん審議会で、こういう方向で修正しますというご説明を申し上げたんですが、調整をしていく中で、どうしても合意が得られないですとか、なかなかご理解がいただけないということで、改めて修正案をご提示して調整をした結果の図面でございます。これはですから、1枚目と2枚目のケースということで、若干その取り扱いが異なってくるということでございます。ですから、これからご説明を申し上げていく中で、第3段階の資料1というのが、これが1枚だけついているものにつきましては、第3段階でご説明した内容で、調整が整ったということでご理解をいただければと思います。それから今のように、2枚あるいは3枚の場合も出てくるとは思いますけれども、こういうケースについては、当初審議会でご説明した内容と異なった形でさらに調整を加えて了承が得られたものでございます。こういったものについては、第3段階の資料とあわせて第4段階資料ということで、別に新たな資料を添付させていただいたということでございます。基本的には、そういう形でご覧をいただきながら、ご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。これまでに何かございますでしょうか。ご質問があれば。

それで第3段階資料1というのは、これは第3段階の資料、ファイリングをご覧いただければ、そのときの調書のナンバーが右側の上に表示してございますが、それと連動しているものです。同じものになっていますので、後程、仮に前の資料をご覧いただくという場合には、このナンバーと整合されておりますので、これを探していただければ同じものが出てくるということになってます。

○会 長（高本正彦君） 換地を整理する中で、いろいろと換地を発表したのと違う形で調整してまとめようと、そういうケースが多々あると思うんですけども、その場合、ターゲットとなる換地については、ご本人の了解を取ったりするんでしょうけども、そのために換地が動いたり変わったりなんかする方については、その方々にもちゃんと説明をしているのか、それともこれからなのか、あるいはしないのか、どうなっているのかなと心配なので、ご説明いただければと思います。

○区画整理事業課長（石川直人君） ただいまの内容でございすけれども、1枚めくっていただきまして、参考資料③をご覧いただきたいと思ひます。

今の会長のご心配の部分でございすけれども、

[Redacted]

今、会長ご心配のように、修正にあたって影響する画地の地権者の方に関しましても、すべて調整をしてございます。その結果を今日ご説明を含めてさせていただくというものでございます。

- 会 長（高本正彦君） ありがとうございます。
- 区画整理事業課長（石川直人君） そのほかないようでしたら、これからご説明させていただく上では、第3段階のご説明から期間が経ってございますので、忘れてしまっている状況もあろうかと思うんですが、ただ、その第3段階で一度ご説明しているもので調整が整っているというものにつきましては、余り時間をかけずに簡単に説明をさせていただきたいと、シンプルに説明をさせていただいて、前に進めたいというふうに考えてございますので、特段何かございましたらご質問をいただいて、ご回答申し上げます。そして、2枚目にごございました [Redacted] のようなケース、新たに修正案をお示しして調整したような、新たなこれは図面でございます。こういったものにつきましては、るる詳細についてご説明をさせていただきたいと、そんな形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。具体的な内容につきましては、山崎係長のほうからご説明を申し上げます。
- 区画整理事業課事業係長（山崎信介君） それではさっそく個々の調整状況、結果のほうをご説明してまいりたいと思っております。

[Redacted]

[Redacted text block]

これについては以上でございます。

○会 長（高本正彦君） 今のご説明で質問がある方。質問がなければ先に、また後で戻っても結構ですので、先に進んでください。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、

[Large redacted text block]

以上です。

○委員（吉永功君） その場合、 [redacted] [redacted] その影響は
どうですか。

○会長（高本正彦君） 区画整理事業課事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 説明漏れでございまして、 [redacted]
[redacted]
[redacted]

以上です。

○会長（高本正彦君） よろしいですか。神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 市の土地と [redacted] の土地と、今おっしゃった市の土地と
いうのがどこのなのかよくわからないんですけど、 [redacted] の土地なんです
か。

○会長（高本正彦君） 区画整理事業課事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○委員（神屋敷和子君） 小さいところが市の土地。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） これはすべて、 [redacted]
[redacted] この土地が……。

○会長（高本正彦君） どうぞ。

○区画整理事業課長（石川直人君） [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

■■■■■

○会長（高本正彦君） よろしいですか。ほかの件で、ご意見、ご質問等ございますか。ないようでしたら、また後ほどいつでもご質問して結構ですので、先に進めたいと思います。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 次にまいります。お手元の一覧の図面でいくと■■■■■になります。これを拡大したものが今スクリーンに映し出されているものでございますけれども、これは3段階のときにご説明いたしましたけれども、■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

以上です。

○委員（中野恒雄君） これナンバーでいくと■■■■■。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） ナンバーでいくと■■■■■です。

○区画整理事業課長（石川直人君） ここは■■■■■

■■■■■

○会長（高本正彦君） ちょっと待って。中野さんのご質問で答弁です出てます。

○委員（中野恒雄君） 今、資料2で何番かということなんですけど、■■■■■だそうです。

○会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） この■■■■■の位置ですけど、位置関係をお話ししないとわかりにくいかと思いますが、■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

[Redacted]

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。次にいきたいと思います。次にほかの話題、議題、疑問ございましたら、どうぞ。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） それでは次の調整状況でございます。 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 以上です。

続きますして、次にまいります。 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

複雑になりましたが、以上でございます。

○会 長（高本正彦君） 何かご質問、ご意見。神屋敷委員、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted]

[Redacted text block]

○会 長（高本正彦君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted]

[Redacted text block]

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 今、個別に権利者の調整を進めていますので、最終的に残った、今、調整したときにこちらに少しスペースが空くわけですね。こういったものの取り扱いについては、将来的には保留地としてここまで拡大するというのも一つの考え方ですし、公園的なものにするのも一つですし、取り扱いについては最終調整を踏まえて施行者として設定していくような考え方です。今、便宜的にここに公園という形で設定しておりますけれども、この公園の位置関係についても、これから最終調整を踏まえて市として設定していくものでございます。

以上です。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。ほかにございますか。なければ説明を進めていきたいと思えます。どうぞ先に進めてください。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

以上です。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。ほかにございませんようでしたら、先に説明を進めていただきたいと思います。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、

[Redacted text block]

[Redacted text block]

以上でございます。

○会 長（高本正彦君） ほかにご質問、ご意見は。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、

[Redacted text block]

以上です。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。先に進めたいと思いますが、今までご質問なければ先に進んでください。

○8 番（島谷晴朗君） 例えば、今のこの図面を例にしますと、その赤いところが市有地になりますね、市有地にね。そういう市有地の利用について、将来的にどうするんだというふうな構想は持っているんですか。今の段階ではそういうふうなのは持たない。ただ、位置関係で配置を決めていくということ、どちらですか。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） ここの市有地に関しては、あくまでも墓地

跡地ですので墓地に活用していくのが一番望ましいかと思うんですね。そういったときにアクセス路として、どこかに入れたいなどは思っているんですね。当然、散在墓地の関係でいきますと、水場の関係、そういったものも必要になってきますから、そういったもの、引き込みの水道ですとか、桶置き場、そういったものに活用できればいいのではないかなど。これに関してはそういった検討は進めております。ただ、ほかの管理地につきましては、これからどういうあり方が望ましいのか、当然、この事業では緑地率、公園とか緑地だとか、数%とらなければいけませんので、そういった設定のもと、ポケットパークの活用であったり、将来的には市の活用、これから方向性が定められると思いますが、今現時点では明確な位置付けはございません。

- 委員（島谷晴朗君） 明確な構想はできていない。ありがとうございました。
- 会長（高本正彦君） 神谷敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） 今ので赤い縦長の部分、縦長だったのが緑になったという説明ですか。
- 会長（高本正彦君） 区画整理事業課事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

- 委員（神屋敷和子君） 白い部分が市の土地になったということですね。
- 区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 赤の土地が市の土地になるということです。
- 委員（神屋敷和子君） 第4段階の案は。
- 区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 第4段階の案は今は。
- 委員（神屋敷和子君） 緑の部分ですよね。
- 区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 違います。赤の部分が市の土地になります

ので、

○委員（神屋敷和子君） 今、ご意見述べた方は、縦長の半分の部分。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

ので、換地としての調整はいらないということです。

○会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今その赤い枠ですね、

[Redacted text block]

以上です。

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。よろしいですか。それではほかにご意見、ご質問等がございませんようでしたら、次に進めますので、よろしくお願ひします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） あと1点なのですが、次にまいりたいと思ひます。

[Redacted text block]

○会 長（高本正彦君） ほかにございますか。関連するところでも結構ですが。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 次に進めたいと思います。 [REDACTED]

[REDACTED]

以上です。

○会 長（高本正彦君） 説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はいかがですか。これに関係することはいかがですか。それでは、今までの中にご質問があるようなので、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 先ほど42街区のところ、第4段階資料 [REDACTED]。先ほど市有地の利用について、将来的にどういう構想を持っているかということは何ったけれども、これは土地の場所場所によって、利用方法はいろいろになるであろうということもわかりましたし、今のところ構想はされていないということもわかった。それと関連して、今、緑のところ、矢印のところ、 [REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 違います。

○委 員（島谷晴朗君） 違うんですか。現在あります。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

○委 員（島谷晴朗君） [REDACTED]なるほど。そうすると、僕が聞きたいのは、そういう公園になるようなところの形状がおかしなふうな形状になるから、そういうものの利用もちよっと考えて、狭くなるしね。狭くなって、かつ形状もおかしいから、そういうあれもよく考えて構想を練ってほしいと。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 先ほどご説明したように、公園ですとか、あるいは事業管理用地、それから保留地、保留地はこれから審議会にお諮りして決定をして手続きを進めますけれども、公園につきましても、当初換地を発表のときには公園としてそのコンセプトを持って、誘致距離とか一定の距離を置いて街区を設定しております。ご承知のとおり、個々の意見、要望を最大限尊重していく中で、それらを受け入れていくためには、やはりどうしても公園ですとか公共用地をいじめていかないと、なかなかご意見、ご要望を受け入れすることが難しいというのが現状としてあります。今、島谷委員おっしゃるように、やはり公園も将来的な利用を考えれば、一定の形状、これというものが非常に求められるものでございますので、これ最終的に

はすべての調整が整ったのちに、公園の位置ですとか形状、これらについても考え方をきちっとご説明を、どうしてもなかなか形状、整形化を図りたいんですが、どうしても皆さんの換地に影響が出てきてしまうので、こういう形になりますというようなことも含めて、ご説明を申し上げなければいけないというふうに思っております。ですから、今公園ですとか、あるいは事業管理用地、保留地というような市の換地ということでお示ししているものがありますけれども、今、まさに調整の段階でございますので、最終形のものではないということで、ご覧をいただきたいというふうに思います。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 今のことについて、非常に関連があるんですけども、この街区ごとに、今までの調整にもあったように事業管理用地とか、あるいは保留地という部分であったり、市の市有地ですね。各街区ごとに長方形だったり台形だったり、いろいろ出てきまして、これについては今課長から説明があったような要因で、個々の要望を取り入れていくためには、そういうところがどうしても出てきちゃうんだということについては、私は特に反対とか、そういうのじゃなくて、いいと思うんですが、この全体の中で、こういうものが一応今の段階といいますか、もう少したつた段階で全部区画用地の中で、そういうところがある程度一目でわかるようなプロット図というんですか、そういうものを提示していただくと、それで、それについてはどうするとか、ああするとかという検討をこれからしますという形で、個々に今理由の大きさでわかるんですけども、全体でじゃあ今までどういうところが保留地になってたりするのかというのをね、少しわかりやすい絵で示してもらおうと、単なる余っちゃったというふうにもとられがちなもんですから、これからの時点で審議会に提出していただくというか見せていただければ助かるなと思ったんですが、それについてはいかがでしょうか。

○会 長（高本正彦君） なかなか難しい質問、施行者のほうはいいですか、何かご回答をいただけますか。

○区画整理事業課長（石川直人君） まだ今個々の換地の調整をしている中で、そこにちょうど管理用地が出てきたり、公園の位置関係が出てきたりというものについて、ご覧いただいたと思うのですが、最終的には全体像の中で、今のをきちっと整理をしてお示しをしていかなければいけないというふうに思っております。ただその際のお示しの仕方ですけれども、まだあくまでも机上での換地ということで、最終的な数字で押さえていないものですから、どこまでそれが確実にお示しできるかわかりませんが、色を分けたり、例えば、この事務所の用地というのは都から購入しておりますけれども、これは購入するときの条件で、やはり換地として残すという条件がございますので、先ほど新奥多摩街道のところに換地を出していたものを玉突きで中に入れ込んだんですけれども、こういった用地、あるいは3分団の用地ですね、こういったところも新奥多摩街道沿いに換地をしておりますけれども、こういったものもきちっとわかるようにお示ししなければいけないと思います。それから、ハーモニース

クールの用地につきまして、これは先行取得した用地を使って今暫定的にハーモニースクールを開設したんですけれども、これも大分経過もしていますし、既に大分建物ができて、運営がされてから長いものですから、こういったものも何らかの形で地区内へ、もちろん地区内が望ましいというものであると中でも考えていかなければならないということもございますので、こういったことも今後調整をしてお示ししていくようなものは、きちっとお示ししてまいりたいというふうに思います。

○会 長（高本正彦君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） そのとき市の土地、市有地というのも、色を何かにするか、市と書くかしていただくと。さっきの、それが書いてあったらわかりやすかったかなと思ったので。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 市の用地もそうですね。先行取得をさせていただいて、減歩の緩和として充当している用地、これについては換地として出ないわけですね、道路や公園になってしまってますので。ところが、その後、換地を発表した後に購入している土地、換地の調整のための用地として残っているものがあります。これについては市の換地になりますので、そういったものもお示しの仕方を変えてお示しできるようにしたいというふうに思っています。

○会 長（高本正彦君） ほかに。小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 今日の説明の街区についてはおおむね理解できたというふうに思っていますが、これからの予定といえますか、どういう街区がざっと宿題になっているのか、これからね。それで、この色でわかりますけれども、全体的にあと作業量として、業務の作業量として、あと3分の1残っているんだとか、その辺のところの概要をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 意見書をいただいている312人の方から、第3段階で換地の修正を検討すべきだろうと審議会の意見をいただいて決めたものが約50件、50人の方ですね。その中で、その50人の方の換地の修正を検討するにあたっては隣接する換地に影響すると。これらが80人の権利者です、約ですね。合わせて130人の方がいらっしゃるというのは、これまでのご説明を申し上げております。この方々の調整は、今、8割方終わってございます。おおむね了承をいただいております。今日も実は先ほど冒頭、調整が終わったもののご説明ということで、今日ご説明したものはすべて調整が整ったものになります。あと個々のエリアの中で、調整があと1人済めば、あるいは方向性が既に出ていて、本来資料が整えば今日ご説明できる内容もあったんですけれども、これにつきましては次回8日に予定しています審議会の中でご説明させていただきたいと思います。ですから今日はちょっと、前段でご説明の要領も若干ご説明をさせていただきながら、その雰囲気審議会委員の皆さんにご理解いただくための説明というようなことになりますけれども、次回はこれ以外のもの、これについても今準備をしておりますので、これらについてご説明をさせていただくと。そして、

8月8日は、ですから目標では、今日ご説明した倍ぐらいのものになるのではないかと
いうふうに思っているんですけども、最終的に仮に調整が整わない部分があれば、
そこはまた審議会にもご説明をしていきます。今日の段階では今ご説明したエリアの
中で残るところは、一部もうほとんど調整が終わっているものもありますし、今日、
方向性としてご説明してもよろしいかなというのものもあるんですが、あえて今日は調整
ができたもの、これを中心にご説明をさせていただいたものです。

以上です。

- 会 長（高本正彦君） ありがとうございます。何か。武政委員。
- 委 員（武政健太郎君） 質問ですが、この資料2が次回、もしかしたらこの水色が
半分ぐらいになっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- 会 長（高本正彦君） 区画整理事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） そのとおりです。これは前回の審議会のときにお
出ししたもので、今日既にご説明しているものもブルーが少し増えているんです
ね。それはこの図面には反映してございませんけれども、次回はそのような形になっ
て、この資料2というのはあえてお作りすることは今考えてないんですけども、仮
にこれで色を塗っていくとすれば、おおむねそういった状況になっていくというふう
に思います。
- 会 長（高本正彦君） よろしくお願ひします。次回はですから凡例で右側の三つの
色はなくなると、こういう理解でいいんですか。これの凡例の、左下の凡例の水色、
黄色…、そこまでは無理ですか。あらかた方向は出てくると、こういうことなので
という理解でよろしいでしょうか。
- 区画整理事業課長（石川直人君） このNo.が全部で24番まで振ってございます。今日
はそのうち10ですね。今、会長おっしゃるように、このブルーのところ但凡例をご覧
いただきますと、個別調整済みというものがブルーになってます。先ほど会長のほう
から周辺、影響する方の説明はどうなんだというところをご質問をいただきましたけ
れども、次回は、かなりの部分がこのブルーになっているということでお考えをいた
だければと思います。そうしましたら、次回の資料で、今日はこれ特に色は反映して
いませんけれども、調整が整ってご説明するところは色を変えて、この図面でおわか
りいただけるように作成をしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。
- 会 長（高本正彦君） 加藤委員。
- 委 員（加藤照夫君） 4段階までの説明、順序立てて説明していただいて、丁寧
にお願いしていただいていると思うのですが、丁寧過ぎてわからなくなる。途中
でわからなくなっちゃうんで、次回から件数が多くなるとですね、全部を一遍に理解
するという事は難しいので、これ4段階までいったときには、この4段階の結論を
先に話をしていただいて、その経過として、例えば■■■■の、図面でいくと■■番の
説明をされてから第4段階資料の説明されると混乱してきちゃうので、できましたら、
第4段階の説明を結論を先に言っていただいて、経過の説明を後で言っていただいた
ほうがわかりいいなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

- 会 長（高本正彦君）　そうですね。地区全体がどういう位置にあって、そのうち例えば換地について、地元の方の了解、あるいはこう理解したという色と、いやこれからももう少しお願いしなくちゃいけないよという部分と分かれてくるんだろうと思うんですよね。それをなくすようなことをやりながら先に進むのか、それとも、そこら辺りの換地の話を全部整理してからじゃないと先へ進まないのか。そこらあたりいろいろやり方があったりなんかするんだろうと思うんですよね。だから、それを施行者側として、どういう考え方で、今、ここまできたものと、それから実際に工事に入ると、移転に入るといふ部分の接着剤をどういうふうにかけていくのかといふのを知りたいと、こういう話にきているような感じがするんですけど、何かありますか。
- 区画整理事業課長（石川直人君）　今、委員のご意見は円滑に審議を進めていただく上で非常に大事なことでございますので、私どものほうでも説明の仕方というのを工夫をしなければいけないというふうに思っております。今お話のように、単純に入れ替え、あるいはその影響する方がまさに隣接する方で、非常にシンプルに調整が整っているものは結果をご説明して、そのプロセスは後でもいいというものも、多分それはそれでわかりやすいと。ところが街区が変わって、あるいは換地が輻輳して入れ替えをしたりしたものあるものですから、これらについてはプロセスも若干触れながら、その結果についてご説明しないとわかりにくい部分も、逆にあるのかなというふうに思いますので、次回のご説明については、非常にシンプルに単純に結論だけ申し上げるほうがわかりやすいというものについては、そういう方向でご説明をさせていただいたり、あるいは状況によってプロセスも含めて結果をご説明するというふうなことで、ちょっと工夫をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 会 長（高本正彦君）　工夫というお言葉というか、要は今日までいろいろ積み上げてきたものというか審議してきたものを踏まえて、それを1回整理していただいて、それでいこうよというところを次回あたりに、そういったところへもっていければいいなと思っているんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。よろしいですか。だからあと換地の話として、いろいろと今まで整理してきたものを、再度一通り見ていって、よしこれでいこうという換地案になっているということ、次回あたりの審議会で確認をするというぐらいのペースかなと思っているんですけど、ちょっと違いますか。
- 区画整理事業課長（石川直人君）　やはりケースバイケースがございますので、その中で非常にわかりやすい形で皆さんにご説明をさせていただくというところは全くもって変わりませんので、そういった中で委員の皆さんの理解度を判断をさせていただきながら丁寧にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 会 長（高本正彦君）　わかりました。審議会としての話としてはそうなんですけれども、実際に、ではいつから地元の方といろいろと換地について具体的な話、「移転いつごろお願いしますよ」、「工事にこうかかっていますよ」と、こういう話をするのはいつごろなのかなという、そこらあたりが押さえ点があって整理がされていくんじゃないかなと思うんですけども、ちょっとお考えなり、いつごろから実際に

現地で移転工事が始められると、始まっていくと、事業が進んでいくと、こういう話について、スケジュールとか目論見というか、何かあればお話しいただきたいし、またそういったものを整理していく時期かなという感じがしますので、よろしくお願いします。

○区画整理事業課長（石川直人君） ただいまの関係でございますけれども、今、権利者の方々のところにお邪魔しまして、ご説明を調整をさせていただいているわけでございますけれども、基本的に冒頭ご説明にあたっては、これまでの経過と今後のスケジュール的なものをお話を先に申し上げさせていただいています。まさに今回、区画整理事業を進めていくうえでの根幹となる換地設計、この換地設計の絵が決まりませんと、次のステップであります施工計画、移転計画というのは立てられないというお話をさせていただく中で、今年度審議会に、この調整結果をご報告、ご説明しまして、それぞれ意見書をいただいた方には採否の通知、それから影響のある方にもご通知を申し上げて、換地設計案を市として施行者として決定をしまいたいというご説明をさせていただいております。いずれにしても、その施工計画、移転計画については換地設計が決まりませんと、次のステップに上っていけないというご説明をしております。おおむね施工計画、移転計画については換地設計が決まった後、併行して立案していくということで、平成26年度、このくらいを目途に進めてますというご説明をさせていただいております。

○会 長（高本正彦君） いろいろと、これから次の展開をどうしようかということ、丁寧に検討し、また、うまく進んでいくのに慎重にやらなければいけない時期かと思いますが、いずれにしても、そこらあたりの目論見、我々に対して、いつごろから工事に入るのかなど、その前にこういったものがあって、換地の発表をいつごろやって、1回やったのかどうか、そこらあたりの進め具合がもう少し見えるようになっていたほうが審議会としてもいいのかなど、そういうものが欲しいかなど、こう思っている、少なくとも私はそう思っていますので、何かいい知恵があったらお願いしたいと思います。そんなことできないよという反論があればお願いしたいと思います。

ということで、私が勝手にしゃべったところで大変申しわけないんですけども、本日はかに議題とかご意見がなければ終了したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。その他ございますか。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） その他としまして、今後の審議会の開催日程について、ご連絡を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

今後の予定としましては、既にお知らせがあると思いますが、8月8日水曜日の午後1時半から、それから連日でございますけれども、8月9日の木曜日、8月8日と9日、時間は同じく午後1時半からとなっております。この審議会につきましては、今回に引き続き、先ほど事業課長から説明がありましたとおり、残り約15件ほどあるという説明があったと思うんですけども、24件中10件、今日終わりましたので、残り約15か所ぐらいあるので、その報告を今日と同様にさせていただき予定でございます。その次に8月21日の火曜日の午後3時からとなりますけれども、ここではその

説明を踏まえて意見書の採択、不採択を決定するための諮問を行いたいと予定では考えております。なお、今後の個別調整の進み具合とか、報告内容のボリューム等によって8月8日と9日の2日間の説明をできれば8日だけ終わらせて、連日ですから最初の1日で終わればいいかなと考えております。ですけれども、まだ予定、先でございますので、個別調整の進み具合によっては、9日につきましても、申し訳ないんですけども、予定に現時点で入れておいていただきますようお願いいたします。8日と9日と21日になっております。

それから、その後8月21日以降の手続きの流れについて、若干説明をさせていただきます。8月21日に予定しております、意見書の採択・不採択を決定するための諮問、これを行った後、意見書の提出者に対しまして、採択・不採択の通知を関係書類が整い次第送る予定でございます。その後、第4段階として定めました影響を受ける権利者の意見を聞く機会を設けまして、これと並行しまして換地設計を正式に決定するための画地確定測量の作業に入りたいと考えております。この画地確定測量が完了しましたら、換地設計の正式な施行者決定という形になりますので、その後、権利者全員に換地設計決定に関する関係書類を全員にこの時点で送付するという形でありますので、8月21日は施行者決定という段階にはまだ至りませんので、ご承知おきをお願いしたいと思います。なにうえ、現段階では個別調整中の段階でありまして、今後の審議会の日程や内容等につきましては、その都度、こういう段階でございますので、変更が生じる場合がございますけれども、連絡につきましては皆様に早めに連絡していきたいと思っておりますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○会 長（高本正彦君） ご苦労さまでした。何かほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会 長（高本正彦君） それでは、これにて第2期第38回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時23分 閉会